

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(許可申請書等の提出)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 前項の規定による申請書又は届出書の提出は、当該申請書又は届出書に係る営業所（無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介営業に係る届出書にあつては、当該営業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては、住所。以下この条及び第四十九条において単に「事務所」という。）の所在地の所轄警察署長を経由してしなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>一～四の三 (略)</p> <p>四の四 法第三十一条の十二第二項において準用する法第二十七条第二項に規定する届出書のうち、<u>店舗型電話異性紹介営業の廃止又は法第三十一条の十二第一項第一号若しくは府令第九条の三第四号若しくは第五号に掲げる事項の変更に係るもの</u></p> <p>四の五 法第三十一条の十七第一項又は同条第二項において準用する法第三十一条の二第二項に規定する届出書</p> <p>五 (略)</p> <p>4 (略)</p> | <p>(許可申請書等の提出)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 前項の規定による申請書又は届出書の提出は、当該申請書又は届出書に係る営業所（無店舗型性風俗特殊営業及び映像送信型性風俗特殊営業に係る届出書にあつては、当該営業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては、住所。以下この条及び第四十九条において単に「事務所」という。）の所在地の所轄警察署長を経由してなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>一～四の三 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>五 (略)</p> |

(国家公安委員会規則で定める遊技設備)

第三条 (略)

一 (略)

二 テレビゲーム機(勝敗を争うことを目的とする遊技をさせる機能を有するもの又は遊技の結果が数字、文字その他の記号によりブラウン管、液晶等の表示装置上に表示される機能を有するものに限るものとし、射幸心をそそるおそれがある遊技の用に供されないことが明らかであるものを除く。)

三(五) (略)

第八条 (略)

2 法第五条第一項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第二号の二のとおりとする。

(許可証の交付)

第九条 (略)

2 公安委員会は、法第三条第一項の許可をしたときは、速やかに、申請者^ニその旨を通知するとともに、許可証を交付するものとする。この場合において、公安委員会は、当該申請者の提出した許可申請書に記載された管理者が法第二十四条第二項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、あわせて、当該管理者に係る別記様式第三号の二の風俗営業管理者証(以下単に「管理者証」という。)を交付するものとする。

(国家公安委員会規則で定める遊技設備)

第三条 (略)

一 (略)

二 テレビゲーム機(勝敗を争うことを目的とする遊技をさせる機能を有するもの又は遊技の結果が数字、文字その他の記号によりブラウン管上に表示される機能を有するものとし、射幸心をそそるおそれがある遊技の用に供されないことが明らかであるものを除く)

三(五) (略)

第八条 (略)

2 公安委員会は、法第三条第一項の許可をしたときは、速やかに、申請者^ニその旨を通知するとともに、許可証を交付するものとする。

(許可証の交付)

第九条 (略)

(軽微な変更等の届出等)

第十八条 (略)

2 (略)

3 法第九条第三項第一号の規定により法第五条第一項第五号に掲げる事項の変更に係る届出書を提出する場合において、当該変更前の事項の記載された管理者証の交付を受けているときは、あわせて、当該管理者証を提出しなければならない。

4 公安委員会は、前項の届出書に記載された変更後の管理者が法第二十四条第二項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、速やかに、当該届出書を提出した者に当該管理者に係る管理者証を新たに又は書き換えて交付するものとする。

(特例風俗営業者の認定の基準)

第二十条の二 法第十条の二第一項第三号の国家公安委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 過去十年以内に法第二十四条第五項の規定による勧告を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にないこと。

二 過去十年以内に法第二十四条第七項の規定に違反したことがないこと。

(管理者の業務)

(軽微な変更等の届出)

第十八条 (略)

2 (略)

(特例風俗営業者の認定の基準)

第二十条の二 法第十条の二第一項第三号の国家公安委員会規則で定める基準は、過去十年以内に法第二十四条第七項の規定に違反したことがないこととする。

(管理者の業務)

第三十一条

一～六（略）

七 営業所における業務の一部が委託される場合において、当該委託に係る業務の適正な実施を図るため必要な当該委託に係る契約の内容、業務の履行状況その他の事項の点検の実施及びその記録の記載について管理すること。

（管理者講習）

第三十三条（略）

2・3（略）

4 管理者講習は、その種別に応じ、少なくとも次の各号に掲げる営業ごとに区分して、あらかじめ作成した講習計画に基づき、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いる方法により行うものとする。

一 法第二条第四項に規定する接待飲食等営業

二 法第二条第一項第七号及び第八号に掲げる営業（次号に該当するものを除く。）

三 ばちんこ屋及び令第七条に規定する営業

（管理者講習の通知等）

第三十四条（略）

2 前項の管理者講習通知書に係る風俗営業者は、当該実施予定日日の十日前までに、当該管理者の選任に係る営業所の所在地の所轄警察署長を経由して、当該公安委員会に、別記様式第十二号の受講申込書又は当該

第三十一条

一～六（略）

（管理者講習）

第三十三条（略）

2・3（略）

4 管理者講習は、その種別に応じ、あらかじめ作成した講習計画に基づき、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いる方法により行うものとする。

（管理者講習の通知等）

第三十四条（略）

2 前項の管理者講習通知書に係る風俗営業者は、当該実施予定日日の十日前までに、当該管理者の選任に係る営業所の所在地の所轄警察署長を経由して、当該公安委員会に、受講申込書又は当該管理者講習を受講さ

管理者講習を受講させることができない旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

3 公安委員会は、管理者講習を受講した者に対し、別記様式第十二号の二の受講証明書を交付するものとする。

(店舗型性風俗特殊営業の廃止等の届出)

第三十六条 法第二十七条第二項(法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。)に規定する届出書の様式は、店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業を廃止した場合の届出に係る届出書にあつては別記様式第十四号のとおりとし、変更があつた場合の届出に係る届出書にあつては別記様式第十五号のとおりとする。

2 前項の届出書は、当該店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の廃止又は変更の日から十日以内に提出しなければならない。

(営業所に立ち入つてはならない旨等を明らかにする方法)

第三十六条の二 法第二十八条第八項(法第三十一条の三第一項、法第三十一条の八第一項、法第三十一条の十三第一項及び法第三十一条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定により十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨(法第三十一条の三第一項及び法第三十一条の八第一項において準用する場合にあつては十八歳未満の者が客となつてはならない旨、法第三十一条の十三第一項において準用す

せることができない旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

3 公安委員会は、管理者講習を受講した者に対し、受講証明書を交付するものとする。

4 第二項の受講申込書及び前項の受講証明書の様式は、別記様式第十二号のとおりとする。

(店舗型性風俗特殊営業の廃止等の届出)

第三十六条 法第二十七条第二項に規定する届出書の様式は、店舗型性風俗特殊営業を廃止した場合の届出に係る届出書にあつては別記様式第十四号のとおりとし、変更があつた場合の届出に係る届出書にあつては別記様式第十五号のとおりとする。

2 前項の届出書は、当該店舗型性風俗特殊営業の廃止又は変更の日から十日以内に提出しなければならない。

(営業所に立ち入つてはならない旨等を明らかにする方法)

第三十六条の二 法第二十八条第八項(法第三十一条の三第一項及び法第三十一条の八第一項において準用する場合を含む。)の規定により十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨(法第三十一条の三第一項及び法第三十一条の八第一項において準用する場合にあつては、十八歳未満の者が客となつてはならない旨、以下この項において「営業所に立ち入つてはならない旨等」という。)を明らかにする方法は、広

る場合にあつては十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨及び十八歳未満の者が法第三十一条の十二第一項第三号に掲げる電話番号に電話をかけてはならない旨並びに法第三十一条の十八第一項において準用する場合にあつては十八歳未満の者が法第三十一条の十七第一項第四号に掲げる電話番号に電話をかけてはならない旨。以下この項において「営業所に立ち入つてはならない旨等」という。）を明らかにする方法は、広告又は宣伝を、文字、図形若しくは記号又はこれらが結合したものにより行う場合にあつては営業所に立ち入つてはならない旨等の文言を公衆の見やすいように表示することとし、音声により行う場合にあつては営業所に立ち入つてはならない旨等を公衆のわかりやすいように音声により告げることとする。

2 店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業を営む者がその営業につき当該営業所周辺に表示する広告物（法第二十八条第五項第一号の広告物をいう。次項において同じ。）であつて、当該店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の営業所の名称又は当該店舗型性風俗特殊営業の種類のみを表示するもの（当該店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の営業所の所在地を簡易な方法により表示するものを含む。）については、前項の規定にかかわらず、十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨を表示するものとして国家公安委員会が定める標示を公衆の見やすいように表示することができる。

3 店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業を営む者が法第二十八条第九項（法第三十一条の十二第一項において準用する場合を含む

告又は宣伝を、文字、図形若しくは記号又はこれらが結合したものにより行う場合にあつては営業所に立ち入つてはならない旨等の文言を公衆の見やすいように表示することとし、音声により行う場合にあつては営業所に立ち入つてはならない旨等を公衆のわかりやすいように音声により告げることとする。

2 店舗型性風俗特殊営業を営む者がその営業につき当該営業所周辺に表示する広告物（法第二十八条第五項第一号の広告物をいう。次項において同じ。）であつて、当該店舗型性風俗特殊営業の営業所の名称又は当該店舗型性風俗特殊営業の種類のみを表示するもの（当該店舗型性風俗特殊営業の営業所の所在地を簡易な方法により表示するものを含む。）については、前項の規定にかかわらず、十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨を表示するものとして国家公安委員会が定める標示を公衆の見やすいように表示することができる。

3 店舗型性風俗特殊営業を営む者が法第二十八条第九項の規定により十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨の文言を営業所の

。) の規定により十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨の文言を営業所の入り口に表示している場合には、前二項の規定にかかわらず、当該店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業を営む者がその営業につき当該営業所の入り口周辺若しくは内部に表示する広告物に十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨の文言又は前項に規定する標示を表示しないことができる。

(準用規定)

第三十六条の三 第二十六条の規定は、法第二十八条第九項(法第三十一条の十三第一項において準用する場合を含む。)の規定による表示について準用する。

(無店舗型性風俗特殊営業の廃止等の届出)

第三十九条の三 法第三十一条の二第二項(法第三十一条の七第二項及び法第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。)に規定する届出書の様式は、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業又は無店舗型電話異性紹介営業を廃止した場合の届出に係る届出書にあつては別記様式第十六号の三のとおりとし、変更があつた場合の届出に係る届出書にあつては別記様式第十六号の四のとおりとする。

2 前項の届出書は、当該無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業若しくは無店舗型電話異性紹介営業の廃止又は変更の日から十日以内に提出しなければならない。

入り口に表示している場合には、前二項の規定にかかわらず、当該店舗型性風俗特殊営業を営む者がその営業につき当該営業所の入り口周辺又は内部に表示する広告物に十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨の文言又は前項に規定する標示を表示しないことができる。

(準用規定)

第三十六条の三 第二十六条の規定は、法第二十八条第九項の規定による表示について準用する。

(無店舗型性風俗特殊営業の廃止等の届出)

第三十九条の三 法第三十一条の二第二項(法第三十一条の七第二項において準用する場合を含む。)に規定する届出書の様式は、無店舗型性風俗特殊営業又は映像送信型性風俗特殊営業を廃止した場合の届出に係る届出書にあつては別記様式第十六号の三のとおりとし、変更があつた場合の届出に係る届出書にあつては別記様式第十六号の四のとおりとする。

2 前項の届出書は、当該無店舗型性風俗特殊営業又は映像送信型性風俗特殊営業の廃止又は変更の日から十日以内に提出しなければならない。

(店舗型電話異性紹介営業の営業開始の届出)

第三十九条の七 法第三十一条の十二第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第十六号の七のとおりとする。

2 前項の届出書は、当該店舗型電話異性紹介営業を開始しようとする日の十日前までに提出しなければならない。

(法第二条第九項の会話の申込みをした者が十八歳以上であることを確認するための措置)

第三十九条の八 法第三十一条の十三第三項の国家公安委員会規則で定める措置は、法第二条第九項に規定する会話の申込みがあつた場合において、その都度、次の各号のいずれかの方法により当該会話の申込みをした者(以下この項において「申込者」という。)が十八歳以上であることを確認する措置とする。

一 申込者から、その身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の当該申込者の年齢又は生年月日を証する書面(以下この条及び第三十九条の十一において「身分証明書等」という。)の当該申込者の年齢又は生年月日を確認するために必要な部分の写し(以下この条及び第三十一条の十一において単に「写し」という。)をファクシミリ装置により受信すること。

二 申込者から、クレジットカードを使用する方法その他の十八歳未満の者が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を受けること。

三 申込者から、次項の規定により当該申込者があらかじめ付与された

識別番号及び暗証番号（以下この条及び第三十九条の十一において「識別番号等」という。）の告知を受けること。

2 | 識別番号等は、第一号に掲げる者が、識別番号等の付与を受けようとする者（以下この条及び第三十九条の十一において「識別番号等付与希望者」という。）の求めに応じ、その者が十八歳以上であることを第一号に掲げる方法（第一号ロに規定する者にあつては、第二号ニに掲げる方法を除く。）により確認した上で、付与するものとする。

一 次のいずれかに掲げる者

イ 当該店舗型電話異性紹介営業を営む者

ロ 当該店舗型電話異性紹介営業を営む者の委託を受けて、十八歳以上である者に対して識別番号等を付与し、及び法第二条第九項に規定する会話の申込みをした者が告知した識別番号等が自ら付与したものであるかどうかを当該店舗型電話異性紹介営業を営む者に回答する業務（以下「識別番号付与等業務」という。）を行う者であつて、次に掲げる要件を備えたもの

(1) 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（第二条第二項に規定する特定非営利活動法人であること。

(2) その役員（理事、監事又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し理事、監事又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は識別番号付与等業務に従事させようとする職員のうち次に掲げる者がいないものであるこ

と。

() 法第四条第一項第一号から第七号の二までのいずれかに該当する者

() 法に基づく処分（法第二十六条第一項に基づく許可の取消しに係る処分を除く。）を受けた日から起算して五年を経過しない者（当該処分を受けた者が法人である場合においては、当該処分に係る聴聞の期日若しくは場所が公示された日又は弁明の機会の付与の通知がなされた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であつた者で当該処分の日から起算して五年を経過しないものを含む。）

(3) 識別番号等付与希望者が十八歳以上であることを確認する方法
その他の識別番号付与等業務の適正な実施を確保するため必要な事項に関する規程を定め、これを公表しており、識別番号付与等業務を実施するに当たり当該規程を遵守すると認められるものであること。

(4) 当該店舗型電話異性紹介営業を営む者との委託に係る契約において(3)に規定する事項を明らかにしているものであること。

二 次のいずれかに掲げる方法

イ 十八歳以上であることが一見して明らかでない識別番号等付与希望者

については、対面すること。

ロ 識別番号等付与希望者から身分証明書等の提示を受けること。

ハ 識別番号等付与希望者から身分証明書等の写しをファクシミリ装置により受信すること。

二 識別番号等付与希望者から、クレジットカードを使用する方法その他の十八歳未満の者が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を受けること。

(準用規定)

第三十九条の九 第三十七条の規定は、法第三十一条の十六第一項の規定による標章のはり付けについて、第三十八条の規定は、法第三十一条の十六第二項の規定による申請を行おうとする者について、第三十九条の規定は、法第三十一条の十六第三項の規定による申請を行おうとする者について準用する。この場合において、第三十七条中「法第三十条第一項」とあるのは「法第三十一条の十五第一項」と、第三十八条第二項第一号中「法第三十一条第二項第一号」とあるのは「法第三十一条の十六第二項第一号」と、同条第二項第二号中「法第三十一条第二項第二号」とあるのは「法第三十一条の十六第二項第二号」と、同条第二項第三号中「法第三十一条の十六第二項第三号」と、第三十九条第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十八条第一項」と、法第三十一条第三項」とあるのは「法第三十一条の十六第二項第三項」と、同条第二項中「前条第一項」とあるのは「第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

(無店舗型電話異性紹介営業の営業開始の届出)

第三十九条の十 法第三十一条の十七第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第十六号の八のとおりとする。

2 前項の届出書は、当該無店舗型電話異性紹介営業を開始しようとする日の十日前までに提出しなければならない。

(法第二条第十項の会話の申込みをした者等が十八歳以上であることを確認するための措置)

第三十九条の十一 法第三十一条の十八第三項の国家公安委員会規則で定める措置は、法第二条第十項に規定する会話の申込みがあつた場合又は同項に規定する会話の申込みを当該申込みを受けようとする者に取り次ぐ場合において、その都度、次の各号のいずれかの方法により当該会話の申込みをした者又は当該会話の申込みを受けようとする者(以下この項において「申込者等」という。)が十八歳以上であることを確認する措置とする。

- 一 申込者等から、その身分証明書等の写しをファクシミリ装置により受信すること。
- 二 申込者等から、クレジットカードを使用する方法その他の十八歳未満の者が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を受けること。
- 三 申込者等から、次項の規定により当該申込者等があらかじめ付与された識別番号等の告知を受けること。

2 識別番号等は、次の各号のいずれかに掲げる者が、識別番号等付与希望者の求めに応じ、その者が十八歳以上であることを第三十九条の八第一項第二号に掲げる方法（第二号に規定する者にあつては、第三十九条の八第二項第二号二に掲げる方法を除く。）により確認した上で、付与するものとする。

一 当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者

二 当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者の委託を受けて、十八歳以上である者に対して識別番号等を付与し、及び法第二条第十項に規定する会話の申込みをした者若しくは同項に規定する会話の申込みを受けようとする者が告知した識別番号等が自ら付与したものであるかどうかを当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者に回答する業務を行う者であつて、次に掲げる要件を備えたもの

イ 第三十九条の八第二項第一号ロ(1)から(3)までに規定する事項

ロ 当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者との委託に係る契約において第三十九条の八第二項第一号ロ(3)に規定する事項を明らかにしているものであること。

（準用規定）

第三十九条の十二 第三十九条の四の規定は、法第三十一条の二十一第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める処分移送通知書について準用する。

第四十四条（略）

第四十四条（略）

2 法第三十二条第三項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第十八号のとおりとする。

3 第一項の届出書は、深夜において当該酒類提供飲食店営業を開始しようとする日の十日前までに提出しなければならない。

第四十五条の二 第三十九条の四の規定は、法第三十五条の四第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める処分移送通知書について準用する。

（従業者名簿の備付けの方法）

第四十六条 風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、店舗型電話異性紹介営業を営む者、無店舗型電話異性紹介営業を営む者及び深夜において飲食店営業を営む者は、当該従業者が退職した後においても、その退職した日から三年間は、その者に係る従業者名簿を備えておかななければならない。

（証明書の様式）

第四十七条の二 法第三十七条第三項に規定する証明書の様式は、別記様式第十九号のとおりとする。

（聴聞の公示）

第四十七条の三 法第四十一条第二項の規定による聴聞の期日及び場所の公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

2 前項の届出書は、深夜において当該酒類提供飲食店営業を開始しようとする日の十日前までに提出しなければならない。

第四十五条の二 第三十九条の四の規定は、法第三十五条の三第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める処分移送通知書について準用する。

（従業者名簿の備付けの方法）

第四十六条 風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者及び深夜において飲食店営業を営む者は、当該従業者が退職した後においても、その退職した日から三年間は、その者に係る従業者名簿を備えておかななければならない。

(国家公安委員会への報告事項)
第四十九条 (略)

| 報告する場合 | 事項 |
|--|--|
| (略) | <ul style="list-style-type: none"> 一 届出書を提出した者が個人である場合には、その氏名及び住所 二 届出書を提出した者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名 三 法第三十一条の十七第一項第二号から第五号までに掲げる事項 四 届出受理年月日 五 届出受理番号 |
| 七の二 法第三十一条の十七第一項の届出書を受理した場合 | <ul style="list-style-type: none"> 一 届出書を提出した者が個人である場合には、その氏名及び住所 二 届出書を提出した者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名 三 法第三十一条の十七第一項第二号及び第三号に掲げる事項 |
| 七の三 法第三十一条の十七第二項において準用する法第三十一条の二第ニ項の届出書を受理した場合 | <ul style="list-style-type: none"> 一 届出書を提出した者が個人である場合には、その氏名及び住所 二 届出書を提出した者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名 三 法第三十一条の十七第一項第二号及び第三号に掲げる事項 |

(国家公安委員会への報告事項)
第四十九条 (略)

| 報告する場合 | 事項 |
|--------|----|
| (略) | |

| | |
|---|---|
| | <p>四 法第三十一条の十七第一項の届出書に係る届出受理番号</p> <p>五 営業を廃止した場合には、廃止年月日及び廃止の事由</p> <p>六 届出事項に変更があつた場合には、当該変更に係る変更年月日、変更事項及び変更の事由</p> |
| <p>十の二 法第三十一条の十九第一項、法第三十一条の二十又は法第三十一条の二十一第二項の規定による処分をした場合</p> | <p>(略)</p> <p>一 処分を受けた者が個人である場合には、その氏名及び住所</p> <p>二 処分を受けた者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>三 法第三十一条の十七第一項第二号及び第三号に掲げる事項</p> <p>四 法第三十一条の十七第一項の届出書に係る届出受理番号</p> <p>五 処分年月日</p> <p>六 処分番号</p> <p>七 処分の理由</p> <p>八 処分の種別及び内容</p> |
| | |

| | | |
|--|--|--|
| 2 (略) | | 十一 法第三十五条 の四第一項、第二 項又は第四項の規 定による処分をし た場合 |
| 通報する場合 | 事 項 | (略) |
| (略) | | |
| <p>三の二 無店舗型電 話異性紹介営業を 営む者若しくはそ の代理人等が法第 三十一条の十九第 一項、法第三十一 条の二十若しくは 法第三十一条の二 十一第二項の規定 による処分の事由 となる行為若しく</p> | <p>一 当該営業を営む者が個人である場合には、 その氏名及び住所</p> <p>二 当該営業を営む者が法人である場合には、 その名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>三 法第三十一条の十七第一項第二号及び第三 号に掲げる事項</p> <p>四 法第三十一条の十七第一項の届出書に係る 届出受理番号</p> <p>五 当該行為若しくは当該違反行為をし、又は 当該処分に違反した者に関する事項</p> <p>六 当該行為若しくは当該違法行為をし、又は</p> | |

| | | |
|----------|--------|--|
| 2 (略) | | 十一 法第三十五条 の三第一項、第二 項又は第四項の規 定による処分をし た場合 |
| 通報する場合 | 事 項 | (略) |
| (略) | | |

| | |
|---|--|
| <p>四 接客業務受託営業を営む者若しくはその代理人等が法第三十五条の三第一項、第二項若しくは第四項の規定による処分の事由となる行為若しくは違反行為をし、又は接客業務受託営業を営む者が当該処分に違反したと認める場合</p> | <p>は違反行為をし、又は無店舗型電話異性紹介営業を営む者が当該処分に違反したと認める場合</p> |
| <p>(略)</p> | <p>当該処分に違反した年月日 七 当該行為若しくは当該違反行為又は当該処分に違反した行為の内容</p> |

| | |
|---|------------|
| <p>四 接客業務受託営業を営む者若しくはその代理人等が法第三十五条の三第一項、第二項若しくは第四項の規定による処分の事由となる行為若しくは違反行為をし、又は接客業務受託営業を営む者が当該処分に違反したと認める場合</p> | <p>(略)</p> |
| <p>(略)</p> | <p>(略)</p> |

| その1 営業の方法 | |
|------------------------------|---|
| 営業所の名称 営業所の所在地 風俗営業の種類 | 法第2条第1項第 号の営業 |
| 営業時間 | 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで ただし、 の日にあつては、 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで |
| 18歳未満の者を従業者として使用すること | する しない の場合：その者の従事する業務の内容(具体的に) |
| | |
| 18歳未満の者の立入禁止の表示方法 | |
| 飲食物(酒類を除く。)の提供 | する しない の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法 |
| | |
| 酒類の提供 | する しない の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法 |
| | |
| 当該営業所において他の営業を兼業すること | する しない の場合：当該兼業する営業の内容 |
| | |

| その2 (A) (法第2条第1項第1号から第6号までの営業) | | | |
|--------------------------------|-------------------------|------------------|--|
| 料 | 金 | | |
| 料 | 金の表示方法 | | |
| 役 | 客の接待をする場合はその内容 | | |
| | | | |
| 務 | 客の接待をする場合はその内容 | 常時当該営業所に雇用されている者 | 名 |
| | | それ以外の者 | 名 |
| | | | 主たる(別加)氏又は名は称 |
| | | | 住所 |
| 派遣元 | (別加)法人にあっては、その代表者 | | |
| の | 客に遊興をさせる場合の内容及び時間帯 | 遊興の内容 | |
| | | 時間帯 | 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで |
| 様 | (法第2条第1項第2号の営業のみ記載すること) | | |
| | 客室 | 和風のもの | その他のもの |

| | | | |
|---------------------------------|--|---------|---|
| その2(B)(法第2条第1項第7号の営業) | | | |
| (まあじやん屋のみ記載すること) | | | |
| 遊技料金 | 客1人当たりの時間を基礎として計算する まあじやん台1台につき時間を基礎として計算する | | |
| | 全自動台につき | 円 | |
| | 半自動台につき | 円 | |
| その他の台につき | | 円 | |
| 遊技料金の表示方法 | | | |
| (ぱちんこ屋及び令第11条に規定する営業のみ記載すること) | | | |
| ぱちんこ屋及び 令第7条に規定する 営業の遊技料金 | ぱちんこ遊技機 | 玉1個 円 | |
| | 回胴式遊技機 | メダル1枚 円 | |
| | アレンジボール遊技機 | 玉1個 | 円 |
| | | メダル1枚 | 円 |
| | じゃん球遊技機 | 玉1個 | 円 |
| | | メダル1枚 | 円 |
| その他の遊技機 (遊技の種類) | につき | 円 | |
| その他の営業の 遊技料金 (遊技の種類) | につき | 円 | |
| 遊技料金の表示方法 | | | |
| 賞品の提供方法 | | | |
| 提供する賞品のうち 最も高価なもの | | (円) | |

| その2(C)(法第2条第1項第8号の営業) | |
|-----------------------|--|
| 料 金 | |
| 料金の表示方法 | |
| 18歳未満の者を客として立ち入らせること | する しない |
| | の場合：18歳未満の者を午後10時(法第22条第4号の規定に基づく都道府県の条例で定める年齢に満たない者については、当該条例で定める時)から翌日の日出時までの時間において客として立ち入らせることを防止する方法 |

備考

- 1 その1の「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物(酒類を除く。)のうち主なものの種類及びその提供の方法(調理の有無、給仕の方法等)を記載すること。
- 2 その1の「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類(ビール、ウイスキー、日本酒等)のうち主なものの種類、その提供の方法(調理の有無、給仕の方法等)及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 3 その2(A)は法第2条第1項第1号から第6号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その2(B)は同項第7号の営業について許可を申請する場合に、その2(C)は同項第8号の営業について許可を申請する場合に使用すること。
- 4 その2(A)又はその2(C)の「料金」欄には、第25条の表の上欄に掲げる営業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める料金を記載すること。
- 5 その2(A)又はその2(C)の「料金の表示方法」欄には、その2(A)又はその2(C)の「料金」欄に記載した料金を表示する方法が第24条の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 6 その2(A)の「客の接待をする場合はその内容」欄には、接待の種類(談笑及びお酌、踊り、歌唱、遊戯等の別)及びこれを行う方法(特定少数の客の近くにはべり談笑の相手となる、客と一緒に歌う等)を記載すること。
- 7 その2(A)の「遊興の内容」欄には、遊興の種類(ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等)、これを行う方法(不特定多数の客に見せる、聞かせる等、カラオケ、楽器等を利用して遊興をさせる場合は、その利用方法。)を記載すること。
- 8 その2(B)の「遊技料金の表示方法」欄には、その2(B)の「遊技料金」欄又は「ばちんこ屋及び令第7条に規定する営業の遊技料金」欄若しくは「その他の営業の遊技料金」欄に記載した遊技料金を表示する方法が第24条の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(表)

| | |
|---------------------|---------------------|
| 風俗営業管理者証 第 号 | |
| 写 真 | 営業所の名称 |
| | 営業所の所在地 |
| | 風俗営業の種類 |
| | 管理者の住所 |
| | 管理者の氏名 (年 月 日生) |
| 押 出 じ スタンプ | 年 月 日 |
| | 公安委員会 印 |

85.6

54.0

(裏)

| | |
|----|--|
| 備考 | |
| | |
| | |
| | |
| | |

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

| | |
|---|--|
| 第 号 | |
| 管 理 者 講 習 通 知 書 | |
| 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第24条第6項に規定する講習を下記のとおり実施するので通知する。 | |
| 年 月 日 | |
| 住所 | |
| 殿 | |
| 公安委員会 印 | |
| 管理者の氏名 | |
| 管理者の住所 | |
| 営業所の名称 | |
| 営業所の所在地 | |
| 講習の種別 | |
| 風俗営業の種類 | |
| 講習を行う日時 | |
| 講習を行う場所 | |
| 備考 | |

備考

- 1 管理者は、受講の際には、この通知書及び風俗営業管理者証を持参してください。
- 2 営業者は、やむを得ない事由により当該管理者に受講させることができないときは、その理由、当該管理者の氏名及び住所並びに営業所の名称及び所在地を講習の10日前までに

に書面により連絡してください。

備考

用紙の大きさは、縦14.5センチメートル、横9.5センチメートルとすること。

| | |
|---|--|
| 第 号 | |
| 管 理 者 講 習 通 知 書 | |
| 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第24条第6項に規定する講習を下記のとおり実施するので通知する。 | |
| 年 月 日 | |
| 住所 | |
| 殿 | |
| 公安委員会 印 | |
| 管理者の氏名 | |
| 管理者の住所 | |
| 営業所の名称 | |
| 営業所の所在地 | |
| 講習の種別 | |
| 講習を行う日時 | |
| 講習を行う場所 | |
| 備考 | |

備考

- 1 管理者は、受講の際には、この通知書を持参してください。
- 2 営業者は、やむを得ない事由により当該管理者に受講させることができないときは、その理由、当該管理者の氏名及び住所並びに営業所の名称及び所在地を講習の10日前までに

に書面により連絡してください。

備考

用紙の大きさは、縦14.5センチメートル、横9.5センチメートルとすること。

別記様式第12号（第34条関係）

| | | |
|---|-----------------------|-------------|
| 受理 年月日 | 受理 番号 | 受講証明書 番号 |
| 受講申込書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第24条第6項に規定する講習の受講を申し込みます。 公安委員会殿 年月日 申込人の氏名又は名称及び住所 印 | | |
| (ふりがな) 管理者の氏名 | ----- 年 月 (男・女) 日生 | |
| 管理者の住所 | 〒() () 局 番 | |
| (ふりがな) 営業所の名称 | ----- | |
| 営業所の所在地 | ----- | |
| 講習の種類 | ----- | |
| 風俗営業の種類 | ----- | |

備考

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 申込人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第12号（第34条関係）

| | | |
|---|----------|-------------|
| 受理 年月日 | 受理 番号 | 受講証明書 番号 |
| 受講申込書 管理者講習の受講を申し込みます。 公安委員会殿 年月日 申込人の氏名又は名称及び住所 印 | | |
| (ふりがな) 管理者の氏名 | ----- | |
| 管理者の住所 | 〒() | |
| (ふりがな) 営業所の名称 | ----- | |
| 営業所の所在地 | ----- | |
| ----- ミ - シ - ン ----- | | |
| 受講証明書 住 所 氏 名 講習の種類 講習年月日 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第24条第6項に規定する講習を受講したものであることを証する。 年 月 日 公安委員会 印 | | |

備考

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 申込人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

| | |
|---|--------------|
| | 第 号 |
| 受 講 証 明 書 | |
| 住 所 | |
| 氏 名 | |
| 営業所の名称 | 年 (男・女) 月 日生 |
| 営業所の所在地 | |
| 講習の種類 | |
| 風俗営業の種類 | |
| 受講年月日 | |
| 上記の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第24条 第6項に規定する講習を受講した者であることを証する。 | |
| 年 月 日 | |
| | 公安委員会 印 |

備考
用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第13号（第35条関係）

| | | | | | |
|--|--------------|-----------------|-----------------|----------|--|
| その1 | | 受理 年月日 | | 受理 番号 | |
| <p style="text-align: center;">店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書</p> <p style="text-align: center;">風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第27条第1項の規定により届出をします。</p> <p style="text-align: center;">公安委員会殿</p> <p style="text-align: right;">年月日 届出者の氏名又は名称及び住所 印</p> | | | | | |
| 氏名 (ふりがな) 又は名称 | | ----- | | | |
| 住所 | | 〒() () 局 番 | | | |
| 本籍・国籍 | | | | | |
| 生年月日 | | 年 月 日生 | | | |
| 営業所の名称 (ふりがな) | | ----- | | | |
| 営業所の所在地 | | 〒() () 局 番 | | | |
| 店舗型性風俗特殊営業の種別 | | 法第2条第6項第 号の営業 | | | |
| 営業を開始しようとする年月日 | | 年 月 日 | | | |
| 統括業務 管理 所 に お け る 者 を る | 氏名 (ふりがな) | | ----- | | |
| | 住所 | | 〒() () 局 番 | | |
| | 本籍・国籍 | | | | |
| | 生年月日 | | 年 月 日生 | | |
| そ の 代 表 者 に あ つ て は、 員 | 氏名 (ふりがな) | | ----- | | |
| | 住所 | | | | |
| | 本籍・国籍 | | | | |
| | 生年月日 | | 年 月 日生 | | |

別記様式第13号（第35条関係）

| | | | | | |
|--|--------------|-----------------|-----------------|----------|--|
| その1 | | 受理 年月日 | | 受理 番号 | |
| <p style="text-align: center;">店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書</p> <p style="text-align: center;">風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第27条第1項の規定により届出をします。</p> <p style="text-align: center;">公安委員会殿</p> <p style="text-align: right;">年月日 届出者の氏名又は名称及び住所 印</p> | | | | | |
| 氏名 (ふりがな) 又は名称 | | ----- | | | |
| 住所 | | 〒() () 局 番 | | | |
| 本籍・国籍 | | | | | |
| 生年月日 | | 年 月 日生 | | | |
| 営業所の名称 (ふりがな) | | ----- | | | |
| 営業所の所在地 | | 〒() () 局 番 | | | |
| 店舗型性風俗特殊営業の種別 | | 法第2条第6項第 号の営業 | | | |
| 営業を開始しようとする年月日 | | 年 月 日 | | | |
| 統括業務 管理 所 に お け る 者 を る | 氏名 (ふりがな) | | ----- | | |
| | 住所 | | 〒() () 局 番 | | |
| | 本籍・国籍 | | | | |
| | 生年月日 | | 年 月 日生 | | |
| そ の 代 表 者 に あ つ て は、 員 | 氏名 (ふりがな) | | ----- | | |
| | 住所 | | | | |
| | 本籍・国籍 | | | | |
| | 生年月日 | | 年 月 日生 | | |

| | | | | | |
|--|----------|-------|----------|-------|---|
| その3 | | | | | |
| 営 業 所 の 構 造 及 び 設 備 の 概 要 他 | 建物の構造 | | | | |
| | 建築物内の位置 | | | | |
| | 個室等の数 | 室 | 営業所の床面積 | ㎡ | |
| | 個室等の総床面積 | ㎡ | 各個室等の床面積 | ㎡ | ㎡ |
| 令第2条第2号の興行場に係る個室の隣室又はこれに類する施設の床面積 | | ㎡ | | | |
| その他 | | | | | |
| 地区 | | 禁止地区内 | | 禁止地区外 | |

| | | | | | |
|--|----------|-------|----------|-------|---|
| その3 | | | | | |
| 営 業 所 の 構 造 及 び 設 備 の 概 要 他 | 建物の構造 | | | | |
| | 建築物内の位置 | | | | |
| | 個室等の数 | 室 | 営業所の床面積 | ㎡ | |
| | 個室等の総床面積 | ㎡ | 各個室等の床面積 | ㎡ | ㎡ |
| 令第2条第2号の興行場に係る個室の隣室又はこれに類する施設の床面積 | | ㎡ | | | |
| その他 | | | | | |
| 地区 | | 禁止地区内 | | 禁止地区外 | |

備考

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「本籍・国籍」欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、外国人は国籍を記載すること。
- 4 「役務提供の様態」欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 法第2条第6項第1号又は第2号の営業にあつては、異性の客に接触する役務の種類（身体を洗うか否かの別、マッサージをするか否かの別等）
 - (2) 法第2条第6項第3号の営業にあつては、興行の種類（令第2条各号のいずれに該当するか）の別
 - (3) 法第2条第6項第4号の営業にあつては、施設等の種類（令第3条各項各号のいずれに該当するか）の別、宿泊者名簿の記載、宿泊料金の受渡し及び客室のかぎの授受を行う場所等
 - (4) 法第2条第6項第5号の営業にあつては、販売又は貸付けの別、物品の種類（令第4条各号のいずれに該当するか）の別等
- 5 「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平屋建又は2階建等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
- 6 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 7 「個室等の数」欄、「個室等の総床面積」欄及び「個室等の床面積」欄には、法第2条第6項第1号、第2号及び第4号の営業にあつては個室について、同項第3号の営業にあつては客が在室することとなる個室又は客席について、同項第5号の営業にあつては当該物品を販売し、又は貸し付ける場所について記載すること。
- 8 「その他」欄には、営業所の平面図のほか、次の事項を記載すること。
 - (1) 法第2条第6項第1号及び第2号の営業にあつては、個室の構造及び設備の概要等
 - (2) 法第2条第6項第3号の営業にあつては、個室、客席、舞台等の構造及び設備の概要等
 - (3) 法第2条第6項第4号の営業にあつては、食堂（調理室を含む。）及びロビーの床面積、個室の構造及び設備の概要等
- 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

備考

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「本籍・国籍」欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、外国人は国籍を記載すること。
- 4 「営業の方法」欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 当該営業所において他の営業を兼業している場合にあっては、当該他の営業の内容
 - (2) 法第2条第6項第3号又は第4号の営業にあつては、それぞれ令第2条各号又は令第3条各項の各号のいずれに該当するか）の別
 - (3) 法第2条第6項第1号又は第2号の営業にあつては、異性の客に接触する役務の内容、営業時間等
 - (4) 法第2条第6項第3号の営業にあつては、興行の種類、営業時間等
 - (5) 法第2条第6項第4号の営業にあつては、宿泊者名簿の記載、宿泊料金の受渡し及び客室のかぎの授受を行う場所等
 - (6) 法第2条第6項第5号の営業にあつては、販売し、又は貸し付ける物品の種類、営業時間等
- 5 「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平屋建又は2階建等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
- 6 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 7 「個室等の数」欄、「個室等の総床面積」欄及び「個室等の床面積」欄には、法第2条第6項第1号、第2号及び第4号の営業にあつては個室について、同項第3号の営業にあつては客が在室することとなる個室又は客席について、同項第5号の営業にあつては当該物品を販売し、又は貸し付ける場所について記載すること。
- 8 「その他」欄には、営業所の平面図のほか、次の事項を記載すること。
 - (1) 法第2条第6項第1号及び第2号の営業にあつては、個室の構造及び設備の概要等
 - (2) 法第2条第6項第3号の営業にあつては、個室、客席、舞台等の構造及び設備の概要等
 - (3) 法第2条第6項第4号の営業にあつては、食堂（調理室を含む。）及びロビーの床面積、個室の構造及び設備の概要等
- 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第14号（第36条、第45条関係）

| | | | | | |
|--|--|------------|--|------------|--|
| | | 受 理 年月日 | | 受 理 番 号 | |
| 廃 止 届 出 書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 <u>第27条第2項（同法第31条の12 第33条第2項</u> <u>第2項において準用する場合を含む。）</u> の規定により届出をします。 公安委員会殿 届出者の氏名又は名称及び住所 | | | | | |
| （ふりがな） | | ----- | | | |
| 氏名又は名称 | | | | | |
| 住 所 | | 〒() | | () 局 番 | |
| （ふりがな） 法人にあつては、 その代表者の氏名 | | ----- | | | |
| （ふりがな） | | ----- | | | |
| 営業所の名称 | | | | | |
| 営業所の所在地 | | 〒() | | () 局 番 | |
| 営業の種別 | | 廃止年月日 | | 年 月 日 | |
| 廃止の事由 | | | | | |

備考

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「廃止の事由」欄には、廃止の理由となつた事実を具体的に記載すること。
- 4 不要の文字は、横線で消すこと。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第14号（第36条、第45条関係）

| | | | | | |
|---|--|------------|--|------------|--|
| | | 受 理 年月日 | | 受 理 番 号 | |
| 廃 止 届 出 書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 <u>第27条第2項</u> の規定により届出 <u>第33条第2項</u> をします。 公安委員会殿 届出者の氏名又は名称及び住所 | | | | | |
| （ふりがな） | | ----- | | | |
| 氏名又は名称 | | | | | |
| 住 所 | | 〒() | | () 局 番 | |
| （ふりがな） 法人にあつては、 その代表者の氏名 | | ----- | | | |
| （ふりがな） | | ----- | | | |
| 営業所の名称 | | | | | |
| 営業所の所在地 | | 〒() | | () 局 番 | |
| 営業の種別 | | 廃止年月日 | | 年 月 日 | |
| 廃止の事由 | | | | | |

備考

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「廃止の事由」欄には、廃止の理由となつた事実を具体的に記載すること。
- 4 不要の文字は、横線で消すこと。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第15号（第36条、第45条関係）

| | | | | | |
|--|---|--------------|---|------------|--|
| | | 受 理 年月日 | | 受 理 番 号 | |
| 変 更 届 出 書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 <u>第27条第2項（同法第31条の12 第33条第2項</u> <u>第2項において準用する場合を含む。）</u> の規定により届出をします。 公安委員会殿 届出者の氏名又は名称及び住所 | | | | | |
| （ふりがな） | | ----- | | | |
| 氏名又は名称 | | | | | |
| 住 所 | | 〒() () 局 番 | | | |
| （ふりがな） 法人にあつては、 その代表者の氏名 | | ----- | | | |
| （ふりがな） | | ----- | | | |
| 営業所の名称 | | | | | |
| 営業所の所在地 | | 〒() () 局 番 | | | |
| 営業の種別 | | 変更年月日 | | 年 月 日 | |
| 変更事項 | 新 | | 旧 | | |
| | | | | | |
| 変更の事由 | | | | | |

備考

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第15号（第36条、第45条関係）

| | | | | | |
|---|---|--------------|---|------------|--|
| | | 受 理 年月日 | | 受 理 番 号 | |
| 変 更 届 出 書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 <u>第27条第2項</u> の規定により届出 <u>第33条第2項</u> をします。 公安委員会殿 届出者の氏名又は名称及び住所 | | | | | |
| （ふりがな） | | ----- | | | |
| 氏名又は名称 | | | | | |
| 住 所 | | 〒() () 局 番 | | | |
| （ふりがな） 法人にあつては、 その代表者の氏名 | | ----- | | | |
| （ふりがな） | | ----- | | | |
| 営業所の名称 | | | | | |
| 営業所の所在地 | | 〒() () 局 番 | | | |
| 営業の種別 | | 変更年月日 | | 年 月 日 | |
| 変更事項 | 新 | | 旧 | | |
| | | | | | |
| 変更の事由 | | | | | |

備考

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第16号（第39条、第39条、第39条の9関係）

| | | | | | |
|---|----------------------|----------|--|-----------|--|
| 受理 年月日 | | 受理 番号 | | 除去 年月日 | |
| 標章除去申請書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 <u>第31条第2項</u> <u>第31条第3項</u> <u>第31条の16第2項</u> <u>第31条の18第3項</u> の規定により標章 の取り除きを申請します。 公安委員会殿 年 月 日 申請者の氏名又は名称及び住所 ㊟ | | | | | |
| (ふりがな) 氏名又は名称 | ----- | | | | |
| 住 所 | 〒() () 局 番 | | | | |
| (ふりがな) 法人にあつては、 その代表者の氏名 | ----- | | | | |
| 被処分者の氏名 又は名称及び住所 | | | | | |
| 処分に係る営業所 の名称及び所在地 | | | | | |
| 営 業 の 種 別 | | | | | |
| 営業の停止の期間 | 年 月 日 から 年 月 日 まで | | | | |
| 申 請 理 由 | | | | | |

備考

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「申請理由」欄には、法第31条第2項各号、同条第3項、法第31条の16第2項各号又は同条第3項のいずれに該当するかが明確に分かるように記載すること。
- 4 不要の文字は、横線で消すこと。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第16号（第39条、第39条関係）

| | | | | | |
|---|----------------------|----------|--|-----------|--|
| 受理 年月日 | | 受理 番号 | | 除去 年月日 | |
| 標章除去申請書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 <u>第31条第2項</u> <u>第31条第3項</u> の規定により標章 の取り除きを申請します。 公安委員会殿 年 月 日 申請者の氏名又は名称及び住所 ㊟ | | | | | |
| (ふりがな) 氏名又は名称 | ----- | | | | |
| 住 所 | 〒() () 局 番 | | | | |
| (ふりがな) 法人にあつては、 その代表者の氏名 | ----- | | | | |
| 被処分者の氏名 又は名称及び住所 | | | | | |
| 処分に係る営業所 の名称及び所在地 | | | | | |
| 店舗型性風俗特殊 営業の種別 | 法第2条第6項第 号の営業 | | | | |
| 営業の停止の期間 | 年 月 日 から 年 月 日 まで | | | | |
| 申 請 理 由 | | | | | |

備考

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「申請理由」欄には、法第31条第2項各号又は同条第3項のいずれに該当するかが明確に分かるように記載すること。
- 4 不要の文字は、横線で消すこと。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第16号の3（第39条の3関係）

| | | | | | |
|--|--|-----------------|-------|------------|--|
| | | 受 理 年月日 | | 受 理 番 号 | |
| 廃 止 届 出 書 <small>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の2第2項（同法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の規定により届出をします。</small> | | | | | |
| | | 年 月 日 | | | |
| 公安委員会殿 | | 届出者の氏名又は名称及び住所 | | | |
| 印 | | | | | |
| （ふりがな） 氏名又は名称 | | ----- | | | |
| 住 所 | | 〒() () 局 番 | | | |
| （ふりがな） 法人にあつては、 その代表者の氏名 | | ----- | | | |
| （ふりがな） 広告又は宣伝をする 場合に使用する呼称 | | ----- | | | |
| 事務所所在地 | | 〒() () 局 番 | | | |
| 営 業 の 種 別 | | 廃止年月日 | 年 月 日 | | |
| 廃 止 の 事 由 | | | | | |

備考

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「広告又は宣伝をする場合に使用する呼称」欄には、当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称（当該呼称が2以上ある場合にあっては、それら全部の呼称）を記載すること。
- 4 「事務所所在地」欄には、営業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては、住所）の所在地を記載すること。
- 5 「廃止の事由」欄には、廃止の理由となつた事実を具体的に記載すること。
- 6 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とすること。

別記様式第16号の3（第39条の3関係）

| | | | | | |
|--|--|-----------------|-------|------------|--|
| | | 受 理 年月日 | | 受 理 番 号 | |
| 廃 止 届 出 書 <small>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の2第2項（同法第31条の7第2項において準用する場合を含む。）の規定により届出をします。</small> | | | | | |
| | | 年 月 日 | | | |
| 公安委員会殿 | | 届出者の氏名又は名称及び住所 | | | |
| 印 | | | | | |
| （ふりがな） 氏名又は名称 | | ----- | | | |
| 住 所 | | 〒() () 局 番 | | | |
| （ふりがな） 法人にあつては、 その代表者の氏名 | | ----- | | | |
| （ふりがな） 広告又は宣伝をする 場合に使用する呼称 | | ----- | | | |
| 事務所所在地 | | 〒() () 局 番 | | | |
| 営 業 の 種 別 | | 廃止年月日 | 年 月 日 | | |
| 廃 止 の 事 由 | | | | | |

備考

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「広告又は宣伝をする場合に使用する呼称」欄には、当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称（当該呼称が2以上ある場合にあっては、それら全部の呼称）を記載すること。
- 4 「事務所所在地」欄には、営業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては、住所）の所在地を記載すること。
- 5 「廃止の事由」欄には、廃止の理由となつた事実を具体的に記載すること。
- 6 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とすること。

別記様式第16号の4（第39条の3関係）

| | | | | | |
|---|---|-----------------|---|----------|--|
| | | 受理 年月日 | | 受理 番号 | |
| 変 更 届 出 書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の2第2項（同法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の規定により届出をします。 公安委員会殿 年 月 日 届出者の氏名又は名称及び住所 | | | | | |
| （ふりがな） 氏名又は名称 | | ----- | | | |
| 住 所 | | 〒() () 局 番 | | | |
| （ふりがな） 法人にあつては、 その代表者の氏名 | | ----- | | | |
| （ふりがな） 広告又は宣伝をする 場合に使用する呼称 | | ----- | | | |
| 事務所所在地 | | 〒() () 局 番 | | | |
| 営業の種別 | | 変更年月日 | | 年 月 日 | |
| 変更事項 | 新 | | 旧 | | |
| | | | | | |
| 変更の事項 | | | | | |

備考

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「広告又は宣伝をする場合に使用する呼称」欄には、当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称（当該呼称が2以上ある場合にあつては、それら全部の呼称）を記載すること。
- 4 「事務所所在地」欄には、営業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては、住所）の所在地を記載すること。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第16号の4（第39条の3関係）

| | | | | | |
|---|---|-----------------|---|----------|--|
| | | 受理 年月日 | | 受理 番号 | |
| 変 更 届 出 書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第27条第2項（同法第31条の7第2項において準用する場合を含む。）の規定により届出をします。 公安委員会殿 年 月 日 届出者の氏名又は名称及び住所 | | | | | |
| （ふりがな） 氏名又は名称 | | ----- | | | |
| 住 所 | | 〒() () 局 番 | | | |
| （ふりがな） 法人にあつては、 その代表者の氏名 | | ----- | | | |
| （ふりがな） 広告又は宣伝をする 場合に使用する呼称 | | ----- | | | |
| 事務所所在地 | | 〒() () 局 番 | | | |
| 営業の種別 | | 変更年月日 | | 年 月 日 | |
| 変更事項 | 新 | | 旧 | | |
| | | | | | |
| 変更の事項 | | | | | |

備考

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「広告又は宣伝をする場合に使用する呼称」欄には、当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称（当該呼称が2以上ある場合にあつては、それら全部の呼称）を記載すること。
- 4 「事務所所在地」欄には、営業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては、住所）の所在地を記載すること。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第16号の5（第39条の4、第39条の6、第39条の12、第45条の2関係）

| | |
|--|-----------------|
| 処 分 移 送 通 知 書 | |
| 年 月 日 | |
| 公安委員会殿 | |
| 公安委員会 印 | |
| 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の6第1項（同条第3項に 第31条の11第1項（同条第3項に 第31条の21第1項（同条第3項に 第35条の4第3項（同条第5項に おいて準用する場合を含む。） おいて準用する場合を含む。）の規定により下記の者について処分移送通知書を送付す おいて準用する場合を含む。） おいて準用する場合を含む。） る。 | |
| （ふりがな） | ----- |
| 氏名又は名称 | |
| 住 所 | 〒() () 局 番 |
| （ふりがな） 法人にあつては、 その代表者の氏名 | ----- |
| （ふりがな） 広告又は宣伝をする 場合に使用する呼称 | ----- |
| 事務所の所在地 | 〒() () 局 番 |
| 営 業 の 種 別 | |
| 処分に係る事案の概要 | |
| 備 考 | |

- 備考
- 「広告又は宣伝をする場合に使用する呼称」欄には、当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称（当該呼称が2以上ある場合にあっては、それら全部の呼称）を記載すること。
 - 「事務所の所在地」欄には、営業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては、住所）の所在地を記載すること。
 - 不要の文字は、横線で消すこと。
 - 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。また、当該処分をするために必要な資料を添付すること。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第16号の5（第39条の4、第39条の6、第45条の2関係）

| | |
|--|-----------------|
| 処 分 移 送 通 知 書 | |
| 年 月 日 | |
| 公安委員会殿 | |
| 公安委員会 印 | |
| 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の6第1項（同条第3項に 第31条の11第1項（同条第3項に 第31条の21第1項（同条第3項に 第35条の3第3項（同条第5項に おいて準用する場合を含む。） おいて準用する場合を含む。）の規定により下記の者について処分移送通知書を送付す おいて準用する場合を含む。） る。 | |
| （ふりがな） | ----- |
| 氏名又は名称 | |
| 住 所 | 〒() () 局 番 |
| （ふりがな） 法人にあつては、 その代表者の氏名 | ----- |
| （ふりがな） 広告又は宣伝をする 場合に使用する呼称 | ----- |
| 事務所の所在地 | 〒() () 局 番 |
| 営 業 の 種 別 | |
| 処分に係る事案の概要 | |
| 備 考 | |

- 備考
- 「広告又は宣伝をする場合に使用する呼称」欄には、当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称（当該呼称が2以上ある場合にあっては、それら全部の呼称）を記載すること。
 - 「事務所の所在地」欄には、営業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては、住所）の所在地を記載すること。
 - 不要の文字は、横線で消すこと。
 - 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。また、当該処分をするために必要な資料を添付すること。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第16号の7（第39条の7関係）

| | | | | | |
|--|-------|-----------------|--|----------|--|
| その1 | | 受理 年月日 | | 受理 番号 | |
| <p style="text-align: center;">店舗型電話異性紹介営業開始届出書</p> <p style="text-align: center;">風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の12第1項の規定により届出をします。</p> <p style="text-align: center;">公安委員会殿</p> <p style="text-align: right;">届出者の氏名又は名称及び住所 年 月 日 ①</p> | | | | | |
| 氏名又は名称 | | （ふりがな） ----- | | | |
| 住所 | | 〒（ ） （ ） 局 番 | | | |
| 本籍・国籍 | | | | | |
| 生年月日 | | 年 月 日生 | | | |
| 営業所の名称 | | （ふりがな） ----- | | | |
| 営業所の所在地 | | 〒（ ） （ ） 局 番 | | | |
| 営業を開始しようとする年月日 | | 年 月 日 | | | |
| 統括業務 官の所にお ける 実施者 | 氏名 | （ふりがな） ----- | | | |
| | 住所 | 〒（ ） （ ） 局 番 | | | |
| | 本籍・国籍 | | | | |
| | 生年月日 | 年 月 日生 | | | |
| 法人に あつては 代表者 | 氏名 | （ふりがな） ----- | | | |
| | 住所 | | | | |
| | 本籍・国籍 | | | | |
| | 生年月日 | 年 月 日生 | | | |

| | | |
|-------|---------------------------------|--|
| その2 | | |
| 法人に | (ふりがな)名 | ----- |
| | 住所 | |
| | 本籍・国籍 | |
| | 生年月日 | 年 月 日生 |
| あつては、 | (ふりがな)名 | ----- |
| | 住所 | |
| | 本籍・国籍 | |
| | 生年月日 | 年 月 日生 |
| その役員 | (ふりがな)名 | ----- |
| | 住所 | |
| | 本籍・国籍 | |
| | 生年月日 | 年 月 日生 |
| 営業の方 | 営業時間 | 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで |
| | 18歳未満の者を従業員として使用すること | する しない の場合：その者の従事する業務の内容 |
| | 18歳未満の者の立入禁止の表示の方法 | |
| | 広告宣伝における18歳未満の者の立入り及び利用禁止の表示の方法 | |
| | 役務提供の態様 | |
| | 当該営業所において他の営業を兼業すること | する しない の場合：当該兼業する営業の内容 |

| | | | | |
|-----|-------------|----------------|-----------|----------------|
| その3 | | | | |
| 営 | 建物の構造 | | | |
| | 建物内の位置 | | | |
| 業 | 個室等の数 | 室 | 営業所の床面積 | m ² |
| | 個室等の総床面積 | m ² | 各個室等の床面積 | m ² |
| 所 | その構造及び設備の概要 | | | |
| | | | | |
| 地 区 | | 禁 止 地 区 内 | 禁 止 地 区 外 | |

| その4 | |
|--------------------------|--------------------|
| 規定第13条第3項の内容及び第13条第3項の概要 | 措置の具体的内容 |
| 第31条第1項第13号 | (ふりがな) 名称 |
| | 住所 |
| 第31条第1項第13号 | (ふりがな) 代表者の氏名 |
| | 付与を行う方法及び場所 |
| 第2条第9項の概要 | 設置場所の所在地 |
| | 電気通信設備を識別するための電話番号 |
| 第2条第9項の概要 | 機器の構成及び処理能力 |
| | 設置場所の所在地 |
| 第2条第9項の概要 | 電気通信設備を識別するための電話番号 |
| | 機器の構成及び処理能力 |

- 備考
- 1 印欄には、記載しないこと。
 - 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 「本籍・国籍」欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、外国人は国籍を記載すること。
 - 4 「役務提供の態様」欄には、役務提供として行う取次ぎの種類（客に競わせるか又は営業を営む者が割り当てるかの別、取次ぎに従業者が介在するか否かの別、従業者を一方の当事者とする会話の申込みを取り次ぐか否かの別）等の事項を記載すること。
 - 5 「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平屋建又は2階建等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
 - 6 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
 - 7 「個室等の数」欄、「個室等の総床面積」欄及び「各個室等の床面積」欄には、客が在室することとなる個室等について記載すること。
 - 8 「その他」欄には、営業所の平面図のほか、個室等の構造及び設備の概要等の事項を記載すること。
 - 9 「措置の具体的内容」欄には、会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するために行う措置の具体的内容を記載することとし、当該措置として自ら識別番号等の付与を行う場合は、付与を行う場所の所在地についても併せて記載すること。
 - 10 「付与を行う方法及び場所」欄には、識別番号等付与希望者が18歳以上であることを確認するための方法及び当該識別番号等を付与する場所について記載すること。
 - 11 「機器の構成及び処理能力」欄には、電気通信設備の設置場所ごとの使用する電気通信設備の型番及び台数、当該電気通信設備に接続して使用する電話回線数等の事項を記載すること。
 - 12 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 13 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第16号の8（第39条の10関係）

| | | | | |
|---|-----------------|-----------------|----------|--|
| その1 | 受理 年月日 | | 受理 番号 | |
| 無店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の17第1項の規定により届出をします。 公安委員会殿 | | | | |
| 年 月 日 届出者の氏名又は名称及び住所 | | | | |
| 氏名又は名称 | （ふりがな） ----- | | | |
| 住所 | 〒（ ） （ ） 局 番 | | | |
| 本籍・国籍 | | | | |
| 生年月日 | 年 月 日生 | | | |
| 広告又は宣伝をする場合に使用する呼称 | （ふりがな） ----- | | | |
| 事務所の所在地 | 〒（ ） （ ） 局 番 | | | |
| 営業を開始しようとする年月日 | 年 月 日 | | | |
| 統括事務所の設置する者 | 氏名 | （ふりがな） ----- | | |
| | 住所 | 〒（ ） （ ） 局 番 | | |
| | 本籍・国籍 | | | |
| | 生年月日 | 年 月 日生 | | |
| 代表者 | 氏名 | （ふりがな） ----- | | |
| | 住所 | | | |
| | 本籍・国籍 | | | |
| | 生年月日 | 年 月 日生 | | |

| | | |
|------|----------------------------|--|
| その2 | | |
| 法人 | (ふりがな)名 | ----- |
| | 住所 | |
| | 本籍・国籍 | |
| | 生年月日 | 年 月 日生 |
| あ | (ふりがな)名 | ----- |
| | 住所 | |
| | 本籍・国籍 | |
| | 生年月日 | 年 月 日生 |
| は | (ふりがな)名 | ----- |
| | 住所 | |
| | 本籍・国籍 | |
| | 生年月日 | 年 月 日生 |
| その役員 | (ふりがな)名 | ----- |
| | 住所 | |
| | 本籍・国籍 | |
| | 生年月日 | 年 月 日生 |
| 営業 | 営業時間 | 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで |
| | | する しない |
| | 18歳未満の者を従業員として使用すること | の場合：その者の従事する業務の内容 |
| | の | |
| 方法 | 広告宣伝における18歳未満の者の利用禁止の表示の方法 | |
| | 役務提供の態様 | |

| | |
|---|-----------------------|
| その3 | |
| 規 定 第 3 1 条 第 1 8 項 の 内 容 | 措置の具体的内容 |
| | 番号等措置として他人の身分を付与した該措置 |
| | (ふりがな) 名称 |
| | 住所 〒() () 局 番 |
| 電 気 通 信 設 備 第 1 0 条 の 概 項 の 要 | (ふりがな) 代表者の氏名 |
| | 付与を行う場所 |
| | 設置場所の地 |
| | 電気通信設備を識別するための電話番号 |
| 機 器 の 構 成 及 び 処 理 能 力 | 機器の構成及び処理能力 |
| | 設置場所の地 |
| 電 気 通 信 設 備 第 1 0 条 の 概 項 の 要 | 電気通信設備を識別するための電話番号 |
| | 機器の構成及び処理能力 |

備考

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「本籍・国籍」欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、外国人は国籍を記載すること。
- 4 「広告又は宣伝をする場合に使用する呼称」欄には、当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称（当該呼称が2以上ある場合にあつては、それぞれを別々の呼称として記載すること。）を記載すること。
- 5 「事務所の所在地」欄には、営業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては、住所）の所在地を記載すること。
- 6 「役務提供の態様」欄には、役務提供として行う取次ぎの種類（直接の会話の成立を企図するか伝言のやりとりとするかの別、取次ぎに従業者が介在するか否かの別、従業者を一方の当事者とする会話の申込みを取り次ぐか否かの別等）を記載すること。
- 7 「措置の具体的内容」欄には、会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するために行う措置の具体的内容を記載することとし、当該措置として自ら識別番号等の付与を行う場合は、付与を行う場所の所在地についても併せて記載すること。
- 8 「機器の構成及び処理能力」欄には、電気通信設備の設置場所ごとの使用する電気通信設備の型番及び台数、当該電気通信設備に接続して使用する電話回線数等の事項を記載すること。
- 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第18号（第44条関係）

| 営業の方法 | |
|----------------------|---|
| 営業所の名称 営業所の所在地 | |
| 営業時間 | 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで |
| 18歳未満の者を従業員として使用すること | する しない の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に） |
| 18歳未満の者を客として立ち入らせること | する しない の場合：保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法 |
| 飲食物（酒類を除く。）の提供 | する しない の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法 |
| 酒類の提供 | 提供する酒類の種類及び提供の方法 20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法 |
| 客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯 | 遊興の内容 時間帯 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで |
| 当該営業所において、他の業に兼業すること | する しない の場合：当該兼業する営業の内容 |

備考

- 1 「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
 - 2 「提供する酒類の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
 - 3 「20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、20歳未満の者に酒類の提供を防止する方法を記載すること。
 - 4 「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定多数の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興させる場合は、その利用方法。）を記載すること。
 - 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 6 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とすること。
-

（表）

| | | |
|---|------------|---------|
| 写 真 | 官 職 氏 名 | 第 号 |
| 上記の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第37条 第2項の規定により立入りを行う警察職員であることを証明する。 | | |
| 年 月 日 | | 公安委員会 印 |

85.6

54.0

（裏）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抜粋）

第37条 略
2 略
3 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
4 略

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

